

## 平成 31 年度 岩手県主任介護支援専門員研修 募集案内

主任介護支援専門員研修は、介護保険サービスや他の保健・医療・福祉サービスを提供する者との連絡調整、他の介護支援専門員に対する助言・指導などケアマネジメントが適切かつ円滑に提供されるために必要な業務に関する知識及び技術を修得するとともに、地域包括ケアシステムの構築に向けた地域づくりを実践できる主任介護支援専門員の養成を図ることを目的としています。

なお、主任介護支援専門員は、介護支援専門員証の更新研修とは異なります。介護支援専門員証の有効期間満了日を1年以内に迎える方(H32年12月末まで満了日を迎える方)については、更新研修を受講する必要があります。

### 1 対象者

専門研修課程Ⅰ及び専門研修課程Ⅱ（実務経験者に対する更新研修を含む。）を修了し、**介護支援専門員の業務に関し十分な知識と経験を有する介護支援専門員**であり、居宅サービス計画等の提出により利用者の自立支援に資するケアマネジメントが実践できていると認められる者のうち、以下の①～④のいずれかに該当する者（平成31年4月1日を基準日とする。）

① 専任の介護支援専門員として従事した期間が通算して5年（60ヶ月）以上である者（指定居宅介護支援事業所の管理者との兼務は期間として算定可）※

② 認定ケアマネジャー又はケアマネジメントリーダー養成研修を修了した者であって、専任の介護支援専門員として従事した期間が通算して3年（36ヶ月）以上である者（管理者との兼務は期間として算定可）※

※主任介護支援専門員研修の受講要件の①、②において「専任」の介護支援専門員とは、「常勤」かつ「専従」の介護支援専門員のことを指します。

- ・「常勤」とは、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（32時間を下回る場合は32時間を基本とします。）に達していることを言います。
- ・「専従」とは、業務時間帯を通じて当該業務以外の職務に従事しないことを言います。この場合の業務時間帯とは、当該従業者における勤務時間を言います。

③ 介護保険法施行規則140条の66第1号のイ(3)に規定する「主任介護支援専門員に準ずる者」として、現に地域包括支援センターに配置されている者であり、市町村長（受託している場合も含む。）の推薦がある者

④ 介護支援専門員としての実務に従事した期間（兼務の期間を含む）が通算して5年（60ヶ月）以上である者であって、次のいずれかの要件に該当する者  
 ア 兼務の内容が在宅介護支援センターにおける相談援助業務である者  
 イ 介護支援専門員研修又は介護支援専門員の資質向上を目的として全県もしくは高齢者福祉圏域等で実施する研修において講師の実績がある者

### 2 研修内容・受講料等

研修	開催時期（予定）		受講料	定員
主任 (12日間程度 70時間以上)	合同	平成31年 9月 3日 ～ 9月 6日	○受講料 29,100円	130名 ※
	1組	平成31年10月15日 ～10月18日		
		11月12日 ～11月15日		
2組	平成31年11月 5日 ～11月 8日 11月25日 ～11月28日			

※申込者が少ない場合には、2組の研修を開催しないことがあります。

※申込者が定員を超える場合は、下記の優先順位で受講決定します。

地域包括支援センターに配置されている者、居宅介護支援事業所の管理者（予定者を含む）、特定事業所加算の取得を予定している事業所の職員

### 3 申込方法

本要領・日程等を確認の上、「6 申込みに係る提出書類」を確認し、必要書類を揃え、「7 問い合わせ先」の研修事務局まで郵送または持参ください。

**申込期間：4月1日（月）～4月14日（日）消印有効。**

※持参の場合、4月15日（月）12:00まで受付可。

### 4 申込後について




- (1) 当財団において受講申込書の記載事項を点検し、受講要件を満たし必要書類がすべて添付されているかを審査します。（必要に応じて申込者に連絡することがあります。）
- (2) 受講要件を満たし必要書類をすべて添付している申込者に対し、受講決定通知（※5 受講決定参照）を発送します。
- (3) 受講決定通知が届いたら、書類を熟読して受講するかどうかの意思決定を行い、定められた期限までに手続き（受講払込・受講確認書送付）を行ってください。
- (4) この手続きに不備がなければ、当財団から改めて通知することはありません。期日までに「研修記録シート」及び「課題（事例）」を提出してください。  
なお、「研修記録シート」及び「課題（事例）」の詳細については決定通知でお知らせします。

### 5 受講決定

7月下旬に決定通知を送付予定です。

### 6 申込みに係る提出書類

#### ●全員が提出するもの

① [\(申込用紙4\) 受講申込書及び実務経験証明書](#)   
 [クリックしてください。](#) 用紙が開きます。 [PDFの方はこちら](#) 

② 【自分の担当している利用者のサービス計画書】 1事例 3部

※居室・施設サービス計画書（1）～（3）または、介護予防サービス・支援計画書を1事例コピーする。また、事前に利用者から事例の提出の同意を得たうえで、個人情報は消したものをコピーすること。

③ 【法定研修修了証明書の写し】

※平成18年度以降に実施された専門研修課程Ⅰ及び専門研修課程Ⅱ（実務経験者に対する更新研修を含む）

※専門研修課程Ⅰの修了証明書については、平成15～17年度に実施された介護支援専門員現任研修基礎研修課程又は基礎研修課程Ⅰ若しくはⅡの写しでも可

◆**受講要件②に該当する者** ※「1 対象者」[②参照のこと](#)

認定ケアマネジャー認定証の写し又はケアマネジメントリーダー養成研修の修了証明書の写し

◆**受講要件③に該当する者** ※「1 対象者」[③参照のこと](#)

任用（委託）している市町村長が推薦する書類（様式は任意）

### 7 問い合わせ先

公益財団法人 いきいき岩手支援財団

公表・研修課

〒020-0015 岩手県盛岡市本町通 3-19-1

岩手県福祉総合相談センター3F

TEL 019-629-2300 FAX 019-625-7494

※切り取ってお使いください。

〒020-0015

岩手県盛岡市本町通 3-19-1

岩手県福祉総合相談センター3F

公益財団法人 いきいき岩手支援財団

公表・研修課 行